

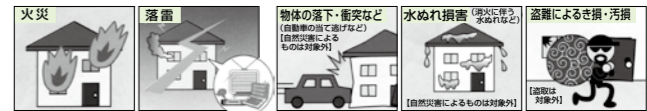
# NOSAIの建物共済

掛金率の変更でさらに加入しやすくなりました

このたび7月より、NOSAIの建物共済の掛金料率が改訂され、木造の住宅では、従来より安い掛金で充実した補償が受けられるようになりました※1

## 建物火災共済

◎お支払いできる損害 火災、落雷、物体の落下・衝突など(自動車の当て逃げなど)、水濡れ被害(消化に伴う水濡れなど)、盗難によるき損・汚損



◎加入額1,000万円(1年間)とした場合の掛金は

普通物件 (住宅 納屋 アパート 車庫 など)	木造・木造防火造		鉄骨造・土蔵造		鉄筋コンクリート造	
	建物	家具類	建物	家具類	建物	家具類
	6,800円		4,400円		2,400円	

※1 従来の木造(7,300円)と木造防火造(6,600円)が一本化され、上表の木造・木造防火造となり、鉄筋コンクリート造の家具類(3,300円)と建物(2,400円)も一本化されました。

1棟あたり、建物と家具類それぞれを合わせて6,000万円までご加入いただけます。

近年、夏場の落雷による家電製品への被害が増加しており、被害額も高額になっています。落雷による被害は「建物火災共済」の補償対象ですが、テレビやパソコンなどの電化製品は、家具類に加入していないと補償されません。思いがけない災難に備えて、ぜひ家具類への加入もご検討ください。

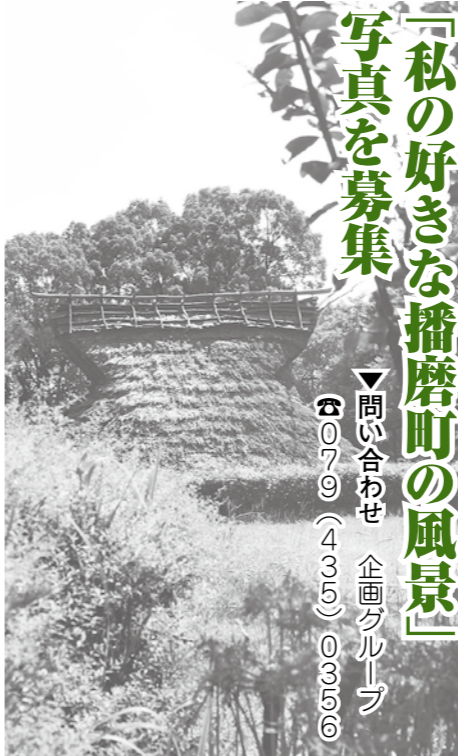
なお、上記の火災共済の補償内容に加えて、台風や突風、大雨などの自然災害による被害も補償される『建物総合共済』もあります。詳しくは、当協議会までお問い合わせください。

## NOSAIの建物共済4つの特色

- 1 保険の見直し時に便利**  
・手続き簡単。掛金を納めたその日の午後4時から補償されます
- 2 最大で掛金の10%を無事戻し**  
・継続加入された方を対象に無事戻しを実施します  
※新規加入の方は継続3年目より、掛金から無事戻金が差し引かれます。
- 3 災害時には各種費用共済金をプラス**  
・残存物取片付け費用・失火見舞費用共済金(隣家への類焼見舞金)などをお支払いします
- 4 毎年、加入の見直しが可能**  
・1年ごとの契約なので、毎年加入内容の見直しができます

▶申し込み・問い合わせ  
○東播磨建物共済推進協議会  
☎079(424)1391  
○住民グループ ☎079(435)2364

# 「私の好きな播磨町の風景」 写真を募集



▼問い合わせ 企画グループ  
☎079(435)0356

あなたの自慢の作品をご提供ください。ホームページや町で発行する広報やパンフレット、冊子などに使用する

写真を募集します。皆さんの好きな四季折々の播磨町の風景を写真におさめて、企画グループまでお寄せ

ください。また、プリントした写真をお持ちいただきまして、庁舎1階の情報コーナーで掲示させていただいております。ご協力をよろしくお願ひします。

2点までとします。  
②情報コーナー掲示用写真(A4またはB5サイズ) お手数ですがプリントの上、企画グループ窓口まで直接ご提出ください。

害しないものとし、必要がある場合は、必ず被写体の承諾を得た上で提供してください。第三者の権利を侵害し、それにより生じた不利益については、写真提供者の責任となりますのでご注意ください。

# タウンミーティング

町長と  
語ろう

テーマ「10年後の播磨町」

▼問い合わせ 企画グループ  
☎079(435)0356



6月12日(金) 午後7時~8時30分  
南部コミセンにて 参加者25人

Q. 宮西1丁目の交差点の溝にごみなどが溜まり、水が流れない。また、蓋がないので危険  
A. 「水路には蓋をしない」のが原則。自治会で掃除できない場所は業者に依頼している。この場所を調査して確認する

Q. 道路は何年に一度整備するの  
A. 道路の舗装については、毎年予算協議をしている。計画を立て優先順位をつけて実施している

Q. 山陽電車の踏切のすぐ南、読売新聞店の交差点では車と自転車接触しそうで危ない  
A. 標識は公安委員会が設置するもの、注意喚起の看板設置については町で可能

Q. 公園を造るなどは簡単に即答できないので、持ち帰ってこれまでの経緯も確認し、検討したい  
A. 10年後のビジョンを考えるのは非常に難しい  
A. 各年代の住民に問いかけ回答を得ている。回答を分析し住民の意見を把握している



# 国民年金には障害への保障があります

障害基礎年金は、国民年金に加入中に初診日のある病気・けがで1級または2級の障害の状態になったときに支給されます。ただし、60歳以上65歳未満で国内に住んでいる間に初診日があれば、加入をやめた後の病気・けがによるものでも受けられます。

障害基礎年金は、国民年金900円、3人目以降は各7万5千900円です。

## 保険料納付要件

障害基礎年金を受けるためには、初診日のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならぬ期間」のうち、3分の2以上の期間が、①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件（3分の2要件）」を満たす必要があります。

「国民年金」に加入しなければならぬ期間」は、原則として20歳から60歳になるまでの期間ですが、海外に在住している期間や、厚生年金などから老齢年金を受けている期間は除かれます。

この「3分の2要件」を満たせなくとも、「特例要件」によって、平成28年3月までに65歳未満で初診日がある場合、初診日のある月の前々月までの1年間のすべての期間が①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であればよいことになっています。

※前記①の「保険料を納めた期間」には、サラリーマン（第二号被保険者）及びその被扶養配偶者（第三号被保険者）の期間も含まれます。

※前記②の「保険料を免除された期間」は、全額免除のほか、4分の1免除、半額免除、4分の3免除、若年者納付猶予制度または学生納付特例のいずれかの期間とされます。

※4分の1免除、半額免除または4分の3免除された期間について、残りの保険料を納めなかった期間は「保険料未納期間」となりますので、ご注意ください。

なお、前記の「3分の2要件」「特例要件」のいずれについても、初診日の前日において、これらの要件を満たしている必要があります。初診日の後に保険料を納めたとしても、資格要件を満たすことはできません。くれぐれもご注意ください。

裁定請求の手続き  
障害基礎年金を受けるためには、裁定請求の手続きを行う必要があります。その窓口は役場となっていて、必要な用紙もそこに用意されています。用紙には「診断書」もあり、それについては、医師に記載を依頼することになります。その場合の医師は、転院などのため、「初診日」のときと異なる医師でもよいことになっています。

▼問い合わせ  
保険年金グループ  
079(435)2581  
加古川社会保険事務所  
079(427)4740



# 国民健康保険

## ▼問い合わせ

保険年金グループ

079(435)2581

## 8月1日から

### 国民健康保険高齢受給者証が新しくなります

8月1日から、国民健康保険の高齢受給者証が新しくなります。対象者には7月下旬に新しい受給者証を郵送します。8月から医療機関にかかるときは、必ず窓口で新しい受給者証と国民健康保険被保険者証を提示してください。

70歳未満の人が入院した時は「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示することで、窓口での支払額が自己負担限度額までとなります。

この証は、申請により交付されます。ただし、国民健康保険税を滞納されている世帯には交付できない場合があります。（住民税非課税世帯に該当する人には、入院中の食事代の減額を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します）

また、既に認定証をお持ちの方は、有効期限が平成21年7月31日までとなっていますので、引き続きご希望であれば再度申請してください。

▼問い合わせ  
保険年金グループ  
079(435)2581

## 国民健康保険税の申告をお忘れなく

### ▼問い合わせ

申告された所得によって、高額療養費の自己負担限度額や、保険料が軽減される場合があります。

国民健康保険に加入されている世帯の世帯主及び被保険者の方は、必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告が、町民税の申告とされている方は必要ありません。収入がなかった方も、必ず申告してください。

▼問い合わせ  
保険年金グループ  
079(435)2581

# 救命サポーターステーション募集

## ▼問い合わせ

加古川市消防本部警防課  
079(427)6539

皆さんは、公共施設や駅などでAED（自動体外式除細動器）が設置されているのを見掛けたことはありませんか。急に人が倒れて心肺停止状態になったとき、AEDを設置している事業所などに応急救助の役割を担ってもらって、救命サポーターステーション制度が始まりました。

▼対象 加古川市、稲美町、播磨町に所在し、次のすべての条件に該当する事業所  
①AEDを設置している  
②救命講習修了者が勤務している  
③業務時間内にAEDを貸し出すことができる  
④ホームページなどで公開することに同意している

▼申し込み 加古川市消防本部のホームページが、各消防署にある申請書に必要事項を記入し消防本部警防課へ提出してください

▼問い合わせ  
加古川市消防本部警防課  
079(427)6539

## 裁判員制度

平成21年5月21日スタート

裁判員制度とは、国民の皆さんから選ばれる裁判員が、刑事裁判に参加する制度です。

地方裁判所での刑事裁判において、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを、6人の裁判員が3人の裁判官と一緒に判断します。

裁判員制度によって、国民の視点、感覚が裁判の進め方やその内容に反映されるようになります。



裁判員制度について、詳しくお知りになりたい方は、こちらをご覧ください。

最高裁判所裁判員制度ホームページ

http://www.saibanin.courts.go.jp/

▶問い合わせ

神戸地方裁判所姫路支部  
079(223)2721

▼問い合わせ  
保険年金グループ  
079(435)2581

▼問い合わせ  
保険年金グループ  
079(435)2581

▼問い合わせ  
保険年金グループ  
079(435)2581

▼問い合わせ  
保険年金グループ  
079(435)2581

▼問い合わせ  
保険年金グループ  
079(435)2581